

平成28年6月14日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について

中国経済産業局から、鳥取瓦斯株式会社（法人番号 6270001000875）、米子瓦斯株式会社（法人番号 9270001003693）、松江市ガス局（法人番号3000020322016）、出雲ガス株式会社（法人番号 7280001003067）、浜田ガス株式会社（法人番号 6280001004363）、津山瓦斯株式会社（法人番号 1260001019970）及び因の島ガス(株)（法人番号 2240001037800）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の承認に係る審査基準」（20160415資第13号。その後の改正を含みます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20160613 中国第2号
平成28年6月14日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について（回答）

平成28年6月13日付け20160606中国第31号により貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認の申請については、承認することに異存ありません。